

## 「愛知県動物愛護管理推進計画（案）」に対する意見の概要と県の考え方

「愛知県動物愛護管理推進計画（案）」について県民意見提出制度（パブリック・コメント制度）に基づき、平成19年12月27日（木）から平成20年1月29日（火）まで、県民の皆様から御意見を募集したところ、374人、1団体から、224種類、延べ4,355件の御意見を頂きました。

主な意見の概要と県の考え方については、以下のとおりです。

対象動物について		
アクション	意見の概要	県の考え方
	対象動物の「愛護動物」の説明文に、「飼い主の有無に係らない全ての」という一文の挿入を希望する。 (類似意見 2件)	ご指摘のご趣旨は計画に反映させていただきました。
	対象動物は動物愛護法に定める愛護動物となっているが、実験動物や家畜は含まれないのか。	動物愛護管理法に定める愛護動物は、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するものを含むことから、実験動物及び家畜も対象になります。

視点 飼い主の責務の徹底		
アクション	意見の概要	県の考え方
1	具体的取組に「登録・狂犬病予防注射接種率向上のため、動物病院等での登録・注射済票の交付代行の促進」を追加すべき。 (類似意見 46件)	ご指摘のご趣旨は計画に反映させていただきました。
	市町村の犬の登録台帳を見直し、死亡・転出の確認をし、また、届出の必要性を周知させることが重要である。 (類似意見 2件)	視点 アクション1の今後の方針にありますように、正確な登録数を把握するため、登録内容が変更又は飼い犬が死亡した場合の市町村への届出について啓発していきます。
	現状・課題に「狂犬病は、人畜共通感染症である為、アライグマやねこ、その他の動物からも人間への感染の危険性があり、将来的には全ての家庭動物へのワクチン接種を含む狂犬病対策の強化が必要である」と追加すべき。	狂犬病は全ての哺乳類に感染しますが、まん延の原因となる動物は限られており、アジアなどの流行地域では犬が主な原因となっています。従って、狂犬病予防法により犬への予防接種が義務付けられており、犬への対策を確実に実施することが必要と考えています。
	今後の方針に「犬の販売業者及び大学研究機関においても、市町村に依頼の上、犬の登録注射の励行を図り、特に多頭飼育業者に関する情報収集を徹底し、登録注射の義務違反は摘発するといった強い姿勢で臨んでいきます」と追加すべき。	狂犬病予防法の遵守については、動物取扱業者及び研究機関に対する取り組みの中で実施していきます。
	狂犬病を疑われ殺されることを防ぐため、収容した動物は全て狂犬病予防注射を接種すべき。	狂犬病を疑って殺処分することはありません。なお、飼い主への返還時、新しい飼い主への譲渡時に飼い主に対して狂犬病予防注射を実施するよう指導しています。
2	マイクロチップの埋込みは義務化すべき。 (埋込みに係る費用の軽減・統一化についても検討すべき。) (類似意見 11件)	この推進計画は、法律等の制定による義務化や制限を検討・規定するものではなく、現行の法律等に基づき動物の愛護及び管理に関する施策を推進するものです。なお、ご意見があったことについては、うけたまわりました。
	動物を販売・譲渡・展示する場合は、マイクロチップ等の個体情報の埋込みを相手先への情報提示と了承を前提に義務化して欲しい。 (類似意見 7件)	

アクション	意見の概要	県の考え方
2	動物取扱業者においては、全ての動物に個体識別措置を義務付けるべき。 (類似意見 3件)	この推進計画は、法律等の制定による義務化や制限を検討・規定するものではなく、現行の法律等に基づき動物の愛護及び管理に関する施策を推進するものです。なお、ご意見があったことについては、うけたまわりました。
	猟犬や鳥獣追払い犬については、個体識別措置の義務化が必要である。 (類似意見 2件)	猟犬や鳥獣追払い犬も例外なく全ての犬について、狂犬病予防法により登録及び鑑札の装着が義務付けられています。
	犬・ねこのマイクロチップの埋込み、首輪・名札への電話番号等の記入を推進して欲しい。 (類似意見 21件)	ホームページ、広報紙及び動物病院やペットショップ等飼い主が利用する施設を活用して所有者明示(個体識別)措置を実施するよう啓発していきます。
	所有者明示(個体識別)措置の推進をして欲しい。 (類似意見 4件)	
	保健所等関係機関にマイクロチップのリーダーを整備すべき。 (類似意見 8件)	
	保護収容する動物は、1頭1頭マイクロチップの有無をリーダーによって確認すべき。 (類似意見 2件)	マイクロチップリーダーについては、犬・ねこの保護収容、引取及び保管を実施している動物保護管理センター本所・支所、名古屋市動物愛護センター、中核市保健所に配備しております。
	獣医師会と連携したり、パンフレットを作成・配布する等して、鑑札の着用について普及啓発し、着用を徹底させるべき。 (類似意見 3件)	ご指摘のご趣旨については、既に計画の視点 アクション2に盛り込まれていると考えます。
	犬の鑑札を常備しやすいデザインや、取れにくいものに工夫して欲しい。 (類似意見 5件)	市町村等との連携による装着率の向上を目指した鑑札及び注射済票のデザイン等の変更の検討について計画に記載しました。
	マイクロチップが鑑札の替わりになれば理想的。 マイクロチップについては、法律で義務付けられている特定動物、特定外来種以外の個体への装着は推進するべきではない。 (類似意見 78件)	マイクロチップについては、耐久性があり安全性についても問題がないとされており、「動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置について(平成18年環境省告示)」において推奨されていることから、所有者明示(個体識別)措置の優れた方法の一つとして今後も装着を推進していきます。
	マイクロチップの埋込みは強制ではなく、メリット・デメリット等を明示した上で飼い主の判断で行われるべき。また、埋込みに際して安全性の証明等の条件を付け、マイクロチップの埋め込まれていない動物との差別待遇を行政側がしないこと。 (類似意見 20件)	
3	犬だけでなく、飼いねこについても放し飼い禁止にして欲しい。 (類似意見 2件)	犬については、咬みつき等による危害を防止するため、条例により放し飼いが禁止されていますが、ねこについては、人に危害を及ぼす危険性が低いことから禁止されていません。今後も屋内飼養について周知に努めています。
	迷子動物との区別を図るため、動物の放し飼い禁止の指導を実施して欲しい。 (類似意見 2件)	犬については条例により放し飼いが禁止されており、違反者に対しては条例に基づき行政指導や行政処分を実施しています。また、ねこについては法的規制がないことから、屋内飼養について周知に努めていきます。

アクション	意見の概要	県の考え方
3	<p>公園等で犬のノーリードの禁止啓発を、公園管理者による放送依頼等により実施して欲しい。</p> <p>(類似意見 3件)</p> <p>公園にドッグランを併設したり、犬の呼び戻しが出来れば、公園に誰も来ない時間帯はノーリードを許可する等して欲しい。</p> <p>狂犬病予防法の遵守を条件として、公営のドッグラン(有料)を設置すべき。</p> <p>犬の捕獲について、推進体制上も現行上も、条例により狂犬病予防員でなければ捕獲抑留の実施ができないにもかかわらず、市町村が檻や捕獲道具により捕獲している現状は狂犬病予防法違反である。</p> <p>薬を使用しての捕獲を減らして欲しい。やむを得ず捕獲器を設置する場合、子供や人目につきやすい場所を避け設置して欲しい。</p> <p>飼い主不明な犬の抑留通知について、各市町村宛の通知を徹底して欲しい。</p>	<p>ご意見は今後の参考にさせていただきます。</p> <p>動物の愛護及び管理に関する条例において人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのない場所又は方法で、飼い犬を訓練し、運動させ、又は移動させるときは、係留しなくてもよいと規定していますが、公園についてはこれに該当しないことから放し飼いは認められません。</p> <p>公営のドッグランにおいては、利用時に狂犬病予防法に基づく犬の登録、鑑札及び注射済票の装着について確認しています。</p> <p>県においては、市町村の依頼により、狂犬病予防法に基づく狂犬病予防員及び動物愛護条例に基づき知事が指定した職員が犬の捕獲を実施しています。市町村の職員には、檻の状況確認などの協力を依頼しています。</p> <p>名古屋市及び中核市においては、狂犬病予防法等に基づき狂犬病予防員等が犬の捕獲を実施しています。</p> <p>薬物捕獲は他の手段で対応しきれない場合に実施しており、捕獲檻の設置場所についても、人目につきやすい場所や通学路を避ける等の配慮をしています。</p> <p>市町村に対して確実に通知しておりますが、今後も徹底していきます。</p>
4	<p>引取り数・処分数とも目標をもっと低く設定すべき。</p> <p>(類似意見 4件)</p> <p>引取り数・処分数とも目標を70%ではなく30%に修正すべき。</p> <p>(類似意見 8件)</p> <p>計画の全ての目標数値を、5年以内に30%減に設定すべき。</p> <p>引取り数の目標を、10%にすべき。</p> <p>引取り数の目標設定が低すぎる。40~35%に修正すべき。</p> <p>(類似意見 2件)</p> <p>引取り数の目標を70%ではなく50%に修正すべき。</p> <p>(類似意見 56件)</p> <p>処分数の目標を70%ではなく最低でも50%にすべき。</p> <p>(類似意見 8件)</p> <p>譲渡返還目標を100%とし、10年計画の殺処分数の目標を0とすべき。</p> <p>(類似意見 116件)</p> <p>犬・ねこそれぞれの返還・譲渡率の数値目標を追加すべき。</p> <p>(類似意見 48件)</p>	<p>再度、過去の推移や今後の対策等を精査し、引取り数及び殺処分数の数値目標を当初の70%から50%に修正しました。まずは、50%を目指して取り組んでまいります。なお、目標数値については今後の進捗状況をみながら5年後を目処に見直すこととしております。</p> <p>殺処分数の減少を目指す取り組みの一環として返還・譲渡率の向上があることから、殺処分数に目標数値を設定したものです。なお、殺処分数については過去の推移や今後の対策等を精査し、当初の70%から50%に修正しました。まずは、50%を目指して取り組んでまいります。なお、目標数値については今後の進捗状況をみながら5年後を目処に見直すこととしております。</p> <p>殺処分数の減少を目指す取り組みの一環として返還・譲渡率の向上があることから、殺処分数に目標数値を設定したものです。</p>

アクション	意見の概要	県の方考え方
4	引取りの定時・定点回収は廃止すべき。 (類似意見 69件)	ご意見は今後の参考にさせていただきます。
	安易に引取るべきではなく、引取り依頼者に対して強い説得を実施すべき。 (類似意見 94件)	従来から、引取り依頼者に対し説得を実施していますが、その旨がわかるよう記載内容を修正しました。
	引取り依頼者に対しては、身分証明書の提示を求め、「二度と動物を飼わない」等の誓約書を書かせて欲しい。 (類似意見 5件)	ご意見は今後の参考にさせていただきます。
	引取り依頼者のデータ管理を徹底し、リピーターに対しては罰則等を設けるべき。 (類似意見 3件)	この推進計画は、法律等の制定による義務化や制限を検討・規定するものではなく、現行の法律等に基づき動物の愛護及び管理に関する施策を推進するものです。なお、ご意見があったことについては、うけたまわりました。
	動物の処分を引取り依頼者本人に実施させる又は処分に立ち会わせるべき。 (類似意見 4件)	犬・ねこの引取りは法律に基づく事務であり、その動物の処分についても行政が実施しています。処分に立ち会わせる目的は、同じことを繰り返さないようにさせるためであると思われませんが、これについては、今後も引取り時の指導等により徹底していきます。
	引取り依頼者に対して、依頼する経緯の詳細・理由、名前の記入を義務付け、処分の映像又は実際の処分現場を見せるべき。 (類似意見 111件)	引取り依頼者に対しては、引取り理由及び名前を記載させています。処分現場等を見せる目的は、同じことを繰り返さないようにさせるためと思われませんが、これについては、今後も引取り時の指導等により徹底していきます。
	引取り依頼者に対して、持込む動物の寄生虫の駆除及び血液検査、検便検査を義務付けるべき。 (類似意見 107件)	ご意見は今後の参考にさせていただきます。
	引取り手数料を徴収すべき。 (類似意見 122件)	引取り手数料に対する考え方について計画に記載しました。
	動物取扱業者からの引取りの際は、一般より高額の手取り手数料を徴収すべき。 (類似意見 108件)	ご意見は今後の参考にさせていただきます。
	動物取扱業者からの引取りは原則禁止とし、依頼のあった業者については、追跡調査と繁殖状況を調査すべき。 (類似意見 3件)	
	引取りの際には、どこの業者から動物を購入したのか聞き取り、該当業者を指導すべき。	
	行政は譲渡の単なる橋渡しではなく、譲渡された動物が、再び譲渡あるいは保健所に引き取られることがないように慎重に譲渡を行うこと。	譲渡される動物が適正に飼養されるよう、新しい飼い主に対してしつけ方教室の受講や飼い方指導を実施した上で譲渡しています。
	譲渡マニュアルを作成し、譲渡希望者について動物の飼育が適切にできるか審査の上、事前講習を受講させること。また、譲渡後も追跡調査を実施すべき。 (類似意見 105件)	譲渡マニュアルに基づき譲渡希望者の適性を確認した上で譲渡し、必要に応じて追跡調査を実施しています。

アクション	意見の概要	県の考え方
4	<p>今後の方針に「さらに、引取り又は保護収容した犬・ねこについては、動物病院、愛護団体等の協力を仰ぎ、終生飼養されるような適切な新しい飼い主への譲渡に努めます。」とすべき。 (類似意見 16件)</p>	<p>一部の動物愛護団体にも協力いただき譲渡事業を実施しており、視点「関係機関等との協働」の中の一環として今後も推進していきます。</p>
	<p>動物愛護団体等と協力し、譲渡事業を積極的に推進すべき。 (類似意見 5件)</p>	
	<p>譲渡活動について関係機関等と連携して、もっと積極的に広報すべき。 (類似意見 11件)</p>	<p>ご意見は今後の参考にさせていただきます。</p>
	<p>ボランティアの飼い主探しにおいて、行政の力で新聞に写真の掲載やチラシを入れることを援助して欲しい。 (類似意見 2件)</p>	
	<p>成犬・成ねこの良さをアピールし、積極的に成犬・成ねこの譲渡を実施していくことが必要である。 (類似意見 90件)</p>	<p>成犬・成ねこの譲渡について現在も取り組んでおり、今後も積極的に実施していきます。</p>
	<p>譲渡された動物の不妊去勢措置を義務化すべき。 (類似意見 104件)</p>	<p>不妊去勢措置の可能な動物については実施後に譲渡したり、新しい飼い主に対して譲渡後の不妊去勢措置の確約を取った上で譲渡を実施しています。</p>
	<p>一般家庭での里親募集に関しても相談を受け付けるべき。 (類似意見 103件)</p>	<p>里親については、原則飼い主の責任において探すべきものと考えております。</p>
	<p>全ての保健所・センターで譲渡会を実施すべき。 (類似意見 4件)</p>	<p>動物愛護業務を担当していない保健所もあることから、全ての保健所での実施は困難と考えます。</p>
	<p>譲渡会を土日で開催して欲しい。</p>	<p>ご意見は今後の参考にさせていただきます。</p>
	<p>飼い主のいないペットの引取りに関して、引き取ってくれる人にお礼金を出した方がいいと思う。引き取ってくれる人が少しは増えるのではないか。</p>	<p>新しい飼い主に謝金を支払うことで譲渡数が増えるのご意見と思われませんが、謝礼金を目的に譲渡会に参加し、譲渡後遺棄したりする可能性もあることから、実施は困難と考えます。</p>
	<p>今後の方針に「保護収容した犬が野生の子であっても直ちに殺処分することなく、譲渡にかかるよう適正を見極め、生き物の命を大切にします」と追加すべき。</p>	<p>捕獲収容した犬が引取った犬かの区別無く、適性を判断して譲渡しています。</p>
	<p>具体的取組に「引取りの大部分を子ねこが占めるねこの避妊去勢手術を促進するために、市町村と獣医師会、愛護団体等と連携した不妊去勢手術の助成金制度の導入を図っていきます。」を追加すべき。(飼いねこ及び飼い主のいないねこそれぞれを対象とした助成金制度の導入を検討すべき。 (類似意見 64件)</p>	<p>ご意見は今後の参考にさせていただきます。</p>
	<p>犬・ねこの避妊去勢手術の助成金制度を導入すべき。 (類似意見 2件)</p>	<p>飼い犬・飼いねこの不妊去勢手術については、飼い主の責務と考えていることから、県では助成金制度は設けておりません。また、飼い主のいないねこについては、地域の問題であることが多いことから一部の市町村で設けているのが現状です。県としては、飼い主の責任として実施するよう指導していきます。</p>

アクション	意見の概要	県の考え方
4	<p>飼い主のいないねこにこそ、不妊去勢手術の助成金制度を充実させるべき。 (類似意見 9件)</p> <p>飼い主のいない犬・ねこの避妊去勢手術は全て公営無料とする。(県・市町村・民間団体で基金を創設し、保健所内に手術専門の担当部署を新設する。) (類似意見 6件)</p> <p>飼い主のいない犬・ねこに関しては、獣医師会等と協力して行政が不妊去勢措置を実施すべき。 (類似意見 5件)</p> <p>行政から獣医師会等へTNR活動を行うボランティアへの協力を促し、不妊去勢手術・診療を「低料金」で行う獣医師の数を増やすよう努めること。 (類似意見 189件)</p> <p>避妊去勢を推進して欲しい。 (類似意見 2件)</p> <p>室内飼いのペットに関しては不妊去勢手術は不必要である。(必要ないのに手術を受けさせたくない。)</p> <p>不妊去勢措置の実施を義務とし、獣医師の診断による免除申請や、繁殖させたい場合の許認可制を導入すべき。 (類似意見 5件)</p> <p>ペットを買う人には最後まで責任を持つように義務付け、そして責任放棄の場合罰則が与えられるという法律を作り、きちんと人々を指導していくことが大切である。</p> <p>飼い主へのモラルの啓発及び終生飼養、遺棄禁止、適正飼養、不妊去勢措置の徹底の推進啓発を希望する。 (類似意見 10件)</p> <p>殺処分を大幅に減らすため、より実行的な取組を望む。</p>	<p>ご意見は今後の参考にさせていただきます。</p> <p>今後不妊・去勢の徹底について啓発に努めていきます。</p> <p>繁殖防止だけでなく、病気の予防、発情のストレスの解消等多くの利点があることから、あくまで飼い主の判断によりますが、屋内飼養のペットについても不妊去勢手術をすることが望ましいと考えます。</p> <p>この推進計画は、法律等の制定による義務化や制限を検討・規定するものではなく、現行の法律等に基づき動物の愛護及び管理に関する施策を推進するものです。なお、ご意見があったことについては、うけたまわりました。</p> <p>この推進計画は、法律等の制定による義務化や制限を検討・規定するものではなく、現行の法律等に基づき動物の愛護及び管理に関する施策を推進するものです。なお、終生飼養等飼い主の責務について今後も普及啓発に努めていきます。</p> <p>ご指摘のご趣旨については既に計画の視点 アクション4に盛り込まれていると考えます。</p> <p>殺処分数の減少に向け、推進計画に基づき取り組んでまいります。</p>
5	<p>しつけ教室の休日開催を望む。</p> <p>しつけ教室を有料で実施し、動物愛護活動費用に充当するとよい。</p> <p>「ふんの始末」を追加して欲しい。</p> <p>飼い犬の糞尿対策について条例・法律で規制することも検討して欲しい。 (類似意見 2件)</p>	<p>一部休日に実施しておりますが、ご意見は今後の参考にさせていただきます。</p> <p>広く参加者を募り適正飼養について普及啓発していくため現在無料で実施していますが、ご意見については今後の参考にさせていただきます。</p> <p>ご指摘の点については、視点 アクション5の今後の方針の散歩時のマナーの中に含まれていると考えており追加はしませんが、ふんの始末を含む適正飼養について広く啓発していきます。</p> <p>飼い犬のふん害等防止条例を制定している市町村があることから、今後、視点 アクション1の市町村における取組の支援に関する施策を展開する上での参考とさせていただきます。</p>

アクション	意見の概要	県の考え方
5	<p>動物を一定数以上飼養する場合の届出制・許可制についても検討すべき。 (類似意見 5件)</p> <p>多頭飼育している場所を各市町村で把握し、頭数だけで一般から迫害されないよう多頭飼育者の生活を守り、同時に近隣住民の生活を守るため、適切な監督、助言、規制を行うこと。 (類似意見 102件)</p> <p>行政により認められたボランティアは、その能力に応じて、集合住宅であってもその規約に沿う数以上の保護することを、行政により許可すること。 (類似意見 101件)</p> <p>多頭飼育している者に不妊去勢措置の指導を行うこと。また、迷惑行為を繰り返す者へは、罰金・所有権剥奪などの措置をとること。 (類似意見 104件)</p> <p>多頭飼育問題については必要に応じてボランティアに動物の保護を依頼し、その費用について飼い主負担が困難な場合は、行政が支援すること。 (類似意見 103件)</p> <p>不適切飼育・虐待・遺棄に関する対応マニュアルを作成し、継続的指導や所有権剥奪等の取り締まりを行うこと。 (類似意見 106件)</p>	<p>この推進計画は、法律等の制定による義務化や制限を検討・規定するものではなく、現行の法律等に基づき動物の愛護及び管理に関する施策を推進するものです。なお、市街地等の指定区域において10頭以上の犬を飼養しようとする場合は「化製場等に関する法律」に基づき知事等の許可が必要です。</p> <p>ご意見は今後の参考にさせていただきます。なお、多頭飼育に関する取組については、視点 アクション5に記載しております。</p> <p>公営住宅以外の集合住宅の規約については、個々の住宅において定めるものであり、行政が認めるものではありません。また、公営住宅については、原則犬等のペットの飼養は禁止されています。</p> <p>多頭飼育問題処理マニュアルの作成検討にあたり参考とさせていただきます。</p> <p>ご意見は今後の参考にさせていただきます。</p>
6	<p>ペットを捨てると罰金という条例を制定すべき。</p> <p>特定動物には1個体ごとに個体登録証を義務付け、動物がどこに移動しようとも個体登録証が付いてまわる、いわば動物の戸籍謄本制度を採用することが必要。</p> <p>実験施設に対しても、特定動物の無許可飼養を監視し、摘発すべき。 (類似意見 2件)</p>	<p>動物愛護管理法第44条第3項に「愛護動物を遺棄した者は、50万円以下の罰金に処する」と定められています。</p> <p>動物愛護管理法第31条に基づき、特定動物については、個体ごとに許可を受けていることを明らかにするため、マイクロチップを基本とする識別措置が義務付けられています。また、移動に際しては、通過する都道府県等に対して事前に通知するよう規定されています。</p> <p>実験施設も含め、関係機関等と連携して特定動物の無許可飼養の排除に努めます。</p>
その他	<p>飼い主責任は、飼育目的がペットのみならず、実験、畜産も含め全ての飼育者に対して課せられていることを明記すべき。</p>	<p>ご意見のとおり、飼い主の責務は実験動物、畜産動物を含む全ての飼育者に課せられておりますが、本計画の構成として視点 に実験動物及び産業動物に対する取組を別に掲げていることから明記しないこととします。</p>

視点 動物取扱業者の責務の徹底		
アクション	意見の概要	県の考え方
1	悪質業者の登録状況を点検し、改善指導を強化すべき。	動物取扱業者に対する立ち入り検査・指導を実施し、悪質な業者に対しては厳正に対処します。
	店舗を持たない通信販売による動物取扱業者についても、登録の義務があること、及び、インターネット等の広告画面においても登録の表示を記載しなければならないことを明記すべき。 (類似意見 2件)	ご指摘のご趣旨は計画に反映させていただきました。
	営業が複数県において行われている場合は、関係する県との連絡、連携を密に行うことを検討すべき。 (類似意見 2件)	これまで、県内外の自治体間において必要に応じて連携を図っていますが、ご意見については今後の参考とさせていただきます。
2	繁殖場で感染症が発生しないよう、抜き打ちの獣医師による検査制度を導入すべき。	販売を目的とした繁殖場については動物取扱業に該当することから、動物愛護管理法等に基づき動物の管理が適切に行われるよう立ち入り検査・指導を実施しています。
	動物取扱業者において、動物を適正飼養しているか否かの基準を厳しく設け、1年毎の定期検査を行政が実施すること。もしくは許可制を敷き、ガイドラインを満足しない業者には許可しないシステムを構築すること。 (類似意見 25件)	この推進計画は、法律等の制定による義務化や制限を検討・規定するものではなく、現行の法律等に基づき動物の愛護及び管理に関する施策を推進するものです。 なお、動物取扱業者に対しては定期的に立ち入り検査を実施し、動物愛護管理法に基づく施設設備や管理方法等の基準の遵守状況の確認・指導を実施しています。
	立入検査は抜き打ちで実施すべきである。 (類似意見 5件)	動物取扱責任者が不在の場合、立ち入り検査に支障があることから、通常、連絡した上で実施しておりますが、苦情等があった場合は、抜き打ちで立ち入り検査を実施しております。
	行政は動物の「せり」の実態も調査し、必要に応じて立入検査を行うべき。 (類似意見 2件)	「せり」の施設については、単なる場所の提供にあたる場合、動物取扱業に該当しないため、立ち入り検査を実施する権限は行政にはありませんが、実態調査等は現在も実施しており、今後も継続して調査等を進めていきます。
	不適切な管理をしている業者を発見、通報があった場合はすぐに調査に入り徹底指導すべきであるので、その対応のための窓口を設けてもらいたい。	P44の関係機関の連絡先に通報していただければ、対応します。
	具体的取組に「生年月日とともに、ブリーダー等繁殖業者から出荷された日も表示するよう指導するよう徹底します。」を追加すべき。 (類似意見 48件)	ご意見は今後の参考にさせていただきます。
3	規模の小さい(人数制限等により)動物取扱業関連の方々(興味ある方のみ参加型)の専門講習などを行い、業者の報酬としてはショップ又は個人活動の宣伝となるような、そういった前向きな企画等を思考して欲しい。	
	動物取扱責任者の研修においては、終了後、理解度を確認するためにアンケートではなく試験を行うようにすべき。 (類似意見 2件)	



アクション	意見の概要	県の考え方
4	<p>動物取扱業者との馴れ合いや癒着が懸念され、また商売としてやっているの、表彰制度は不要である。</p> <p>(類似意見 4件)</p> <p>優良業者の表彰制度を実施する際は、審査を厳正にして欲しい。</p>	<p>動物取扱業者全体の資質の向上を目指して創設するものであり、認定基準の制定や実際の運用にあたっては、厳正に取り組んでまいります。なお、ご意見があったことについてはうけたまわりました。</p> <p>認定基準の制定や実際の運用にあたっては、厳正に取り組んでまいります。</p>
その他	<p>動物取扱業の規制の強化(個人でも繁殖・売買する際は登録、繁殖に用いる個体の登録の義務化、出産回数の制限、終生飼養の確認実施等)をすべき。</p> <p>(類似意見 117件)</p> <p>動物愛護団体や善意の保護者を名乗る者なども全て対象に、金銭の支払いが実質的に動物譲渡と共にある場合は、全て動物取扱業と同列に扱うと明記して欲しい。(寄付金やワクチン代などと言い換えて金銭の受け渡しを発生させる場合が見られるため。)</p> <p>ペットショップやブリーダーをちゃんとした免許制にすべき。</p> <p>繁殖・販売産業の新規出店・開業禁止を盛り込むべき。</p> <p>(類似意見 2件)</p> <p>動物取扱業者における生体販売を規制して欲しい。</p> <p>(類似意見 7件)</p> <p>インターネットでの生体販売を禁止して欲しい。</p> <p>動物取扱業者については、生後2ヶ月は販売させないよう規制すべき。</p> <p>(類似意見 4件)</p> <p>動物取扱業者の販売時における動物の習性、金銭的負担、不妊去勢措置、登録の義務、終生飼養等の事前説明を徹底して欲しい。</p> <p>(類似意見 3件)</p> <p>店側は、顧客の求めがあれば、ブリーダーの連絡先を伝え、生産地で適正な繁殖が行われているかを確認できるようにすべき。</p> <p>(類似意見 2件)</p> <p>悪質な動物取扱業者については、罰金、営業停止、登録取消し等の厳しい処分を望む。</p> <p>(類似意見 9件)</p>	<p>動物愛護管理法においては、個人であっても犬、ねこ等の動物の販売及び販売を目的とした繁殖等を行う場合は動物取扱業の登録が必要です。法には繁殖に用いる個体の登録や出産回数の制限に関する規定はありませんが、法に基づき適正に管理するよう指導しています。</p> <p>金銭の授受の如何を問わず、営利性があるとみなされる場合は、業であると考えられることから、実態に応じて個別に判断していきます。</p> <p>この推進計画は、法律等の制定による義務化や制限を検討・規定するものではなく、現行の法律等に基づき動物の愛護及び管理に関する施策を推進するものです。なお、動物取扱業については動物愛護管理法で定める基準等に合致していなければ登録されず、また、登録後も悪質な業者に対しては登録の取消し等の行政処分も可能であることから、登録制に基づき指導していきます。</p> <p>動物愛護管理法に基づき、登録申請があった場合は登録を拒否する場合を除き基準に合致している場合は登録しなければならないことから、新規出店・開業を禁止することはできません。</p> <p>この推進計画は、法律等の制定による義務化や制限を検討・規定するものではなく、現行の法律等に基づき動物の愛護及び管理に関する施策を推進するものです。なお、現行の法律では生体販売を禁止することはできませんが、動物取扱業者における動物の管理は動物愛護管理法に基づき適正になされるべきであり、今後も指導啓発に努めていきます。</p> <p>動物取扱業の基準において、離乳等を終えて、成体が食べる餌と同様の餌を自力で食べることができるようになった動物を販売することなどが定められており、この基準の遵守の徹底を図っていきます。</p> <p>動物愛護管理法により、販売時における事前説明事項が定められていることから、今後も、動物取扱業者に対し、事前説明の徹底について指導していきます。</p> <p>ご意見は今後の参考にさせていただきます。</p> <p>ご指摘のご趣旨については既に計画の視点 アクション2に盛り込まれていると考えます。</p>

アクション	意見の概要	県の考え方
その他	動物取扱業者における犬の登録・狂犬病予防注射の実施、終生飼養等について盛り込むべき。 (類似意見 2件)	ご指摘のご趣旨については計画に反映させていただきました。
	ペットショップの質の向上を図るため、動物管理士等をおいて、動物の健康管理や、顧客の相談に応じるようにしてはどうか。 一般市民へ動物取扱業の実態と規制へ至る経緯の普及啓発を実施すべき。	ご意見は今後の参考にさせていただきます。
	ペットショップに処分される動物の写真等の展示を義務付けるべき。	この推進計画は、法律等の制定による義務化や制限を検討・規定するものではなく、現行の法律等に基づき動物の愛護及び管理に関する施策を推進するものです。なお、ご意見があったことについては、うけたまわりました。
	動物取扱業者における外来種の爬虫類、昆虫、魚類の販売を禁止すべき。	この推進計画は、法律等の制定による義務化や制限を検討・規定するものではなく、現行の法律等に基づき動物の愛護及び管理に関する施策を推進するものです。なお、外来生物法において特定外来生物については販売等が禁止されています。また、動物愛護管理法に基づく動物取扱業の規制においては昆虫及び魚類は対象となっていません。

視点	関係機関等との連携	
アクション	意見の概要	県の考え方
1	市町村でも適正飼養に関する相談窓口を設けるよう助言が必要。 (類似意見 2件)	ご意見は今後の参考にさせていただきます。
2	休日に営業している動物病院も案内が必要。 やむを得ない場合は、飼い主は行政に引取りを依頼するのではなく、自らが獣医師に安楽死措置を依頼するものとし、獣医師会がそれに協力するという体制作りを検討すべき。 (類似意見 2件)	
4	ボランティアの募集を広く実施して欲しい。(高齢者に保護ボランティアとして活躍することも検討して欲しい。) (類似意見 5件)	
	愛玩動物飼養管理士など、動物愛護を考えるボランティアや有資格者と協力をとりながら計画を進めるべき。 ボランティアとの協働においては、行政自らの積極的・主導的な参画、ボランティアの負担を理解軽減し、地域の問題として自治会や住民に積極的に働きかけることが急務である。 (類似意見 3件)	

アクション	意見の概要	県の考え方
4	<p>行政はボランティア活動がより容易に行えるように、公共の場所や施設の提供、広報の手助け、財政的支援等を実施して欲しい。</p> <p>(類似意見 4件)</p> <p>連携する愛護団体については基準を定め、事前及び定期的にチェックを入れる事を考慮すべき。</p> <p>ボランティアの人達の意見を直に聞く集いを持って欲しい。</p>	<p>ご意見は今後の参考にさせていただきます。</p>
5	<p>動物愛護推進員・協議会制度は即創設すべき。(創設までに時間を要し過ぎである。)</p> <p>(類似意見 5件)</p> <p>動物愛護推進員は公募とし、選定基準の透明性を図って欲しい。また、推進員の知識の共有や資質向上のため研修会を実施して欲しい。</p> <p>動物愛護推進員には必ず有資格者を担当とすべきである。</p> <p>動物愛護推進協議会は公開とし、議事録、資料の公開、自由意見参加の機会、パブリック・コメントの機会を提供して欲しい。</p> <p>現場とかけ離れた形だけの動物愛護推進員・協議会とならないよう、情報公開と市民参加による合意形成の仕組みを取り入れる必要がある。</p> <p>(類似意見 4件)</p> <p>動物愛護推進員を配置し地域に密着して犬・ねこの飼養状況を把握できる組織を作って欲しい。</p>	<p>既に動物愛護推進員制度を導入している自治体の状況を調査し、より良いあり方について検討していきます。</p> <p>既に動物愛護推進協議会制度を導入している自治体の状況を調査し、より良いあり方について検討していきます。</p> <p>既に動物愛護推進員・協議会制度を導入している自治体の状況を調査し、より良いあり方について検討していきます。</p> <p>ご意見は今後の参考にさせていただきます。</p>

視点 県民の動物に対する理解の促進		
アクション	意見の概要	県の考え方
1	所有者のいないねこの管理マニュアルに期待する。	より実行性のあるマニュアルとなるよう検討していきます。
	地域ねこ活動を推進して欲しい。 (類似意見 6件)	所有者のいないねこ問題に実際に取り組み成果をあげている事例を参考にして所有者のいないねこの適正管理マニュアルを作成し、人と動物との共生について理解が得られるよう努めます。
	地域ねこ活動に関して、成功例を視察・研修し、より良い方法を模索すべき。 (類似意見 88件)	
	地域ねこ活動においては、行政が率先して活動に関する啓蒙と意識改革、餌やり場の確保、片付け、避妊去勢の徹底等を働きかけること、費用対策等住民に働きかけることが重要である。 (類似意見 93件)	所有者のいないねこの適正管理マニュアルの作成時の参考とさせていただきます。
	TNR 活動の啓発強化とルール作りを行政が主体となっていくこと。 (類似意見 105件)	この推進計画は、法律等の制定による義務化や制限を検討・規定するものではなく、現行の法律等に基づき動物の愛護及び管理に関する施策を推進するものです。なお、ご意見があったことについては、うけたまわりました。
	適切な TNR 活動を妨害する人については、行政が強く指導を行い、その後改善しなければ何らかの罰則を科せられるような条例の改善等を検討すること。 (類似意見 105件)	
	住宅地でなく、公園や河川敷、公共施設等の行政管理の土地における所有者のいないねこ対策として、ボランティア等と連携し、ボランティアの活動への協力・支援を行うこと。 (類似意見 103件)	
	具体的な取組に「動物の遺棄を防止する為、広報紙などに動物愛護管理法第44条を載せたり、捨てねこの多い場所に注意喚起の掲示物を設置するなど普及啓発の手法を工夫していきます。」を追加すべき。 (類似意見 8件)	視点 アクション1の具体的な取組の「ホームページ、チラシ等による屋内飼養、遺棄禁止、不妊去勢措置等の実施の普及啓発」の中に含まれる内容であることから追加はしませんが、ご意見の内容については今後の施策に反映させていただきます。
	地域ねこ活動を実施する上で、地域住民の迷惑回避や協力を求めるため協働作業機関が必要である。 (類似意見 3件)	所有者のいないねこの適正管理マニュアルの作成時の参考とさせていただきます。
	地域ねこ活動を行っている団体間の情報交換の場とするため「地域ねこ連絡会」を設けて欲しい。	説明不足でしたのでご指摘のご趣旨を踏まえて計画を修正させていただきます。
	「ねこに餌をやらないで下さい」という立札を「捨てたりいじめたりしないで下さい」にして欲しい。	
	不適切な餌やりという表現が抽象的である。適切な餌やりに関して定義を明確にすべき。 (類似意見 6件)	
	不適切な餌やりが、不幸な命を増やしてしまうことをもっと啓発して欲しい。 (類似意見 17件)	所有者のいないねこに対する無責任な餌やりを防止するためのチラシを作成し、市町村の自治会等に配布し啓発に努めます。

アクション	意見の概要	県の考え方
1	<p>地域一丸となったねこの屋内飼養の徹底が必要。</p> <p>(類似意見 3件)</p> <p>ねこの登録制についても検討すべき。</p>	<p>所有者のいないねこの適正管理マニュアルの作成時の参考とさせていただきます。</p> <p>この推進計画は、法律等の制定による義務化や制限を検討・規定するものではなく、現行の法律等に基づき動物の愛護及び管理に関する施策を推進するものです。なお、ご意見があったことについては、うけたまわりました。</p>
2	<p>早急にマニュアルを作成すべき。</p> <p>団地の中にペット飼育可のエリアを設け、そのエリアではきちんとルールを作り(避妊・去勢したうえで室内飼いをさせる)違反者には何らかの罰則を与える。</p> <p>(類似意見 15件)</p> <p>ペット飼育可能な集合住宅をもっと増やして欲しい。</p> <p>(類似意見 3件)</p>	<p>実態調査・事例検討を実施した上でできるだけ早い時期に作成するよう努めていきます。</p> <p>アパート・マンション等集合住宅におけるペットの飼養管理に関するガイドラインの一つとして、集合住宅等における動物の飼養管理マニュアルを作成し、個々の住宅における独自のマニュアル作りを支援していきます。</p>
3	<p>終生飼養の意識につなげるため、命の大切さを認識できるような講習や、しつけ等のセミナー、イベントを開催して欲しい。</p> <p>(類似意見 3件)</p>	<p>動物ふれあい教室、小中学校の総合学習の活用、動物愛護週間行事などを通して命の大切さが認識できるよう努めていきます。</p>

視点 県民の動物に対する理解の促進		
アクション	意見の概要	県の考え方
1	ふれあい教室を有料で実施し、動物愛護活動費用に充当するとよい。	広く参加者を募り動物愛護について普及啓発していくため現在無料で実施していますが、ご意見については今後の参考にさせていただきます。
2	「学校飼養動物の適正化を図るため、飼養担当教諭や...（中略）...支援について検討します。」を「学校飼育動物の適正化を図り、学校飼育動物の保健衛生や飼養管理対策のため獣医師や動物愛護ボランティアなど、地域全体で支えあう仕組みを構築すること検討します。」に修正すべき。	ご意見は今後の参考にさせていただきます。
	具体的取組に「学校獣医師設置モデル校を設置する」「学校飼育動物支援のための、獣医師や動物愛護ボランティア等の連携体制の構築を図る」を追加すべき。	
	小中学校の授業に、命の大切さや適正飼養・終生飼養に関する内容を導入してはどうか。 (類似意見 7件)	総合学習の一環として、関連施設の見学や職場体験学習の受け入れを積極的に行い、命の大切さが認識できるよう努めていきます。
	教育現場(保育園～高校など)に獣医師の指導・協力の下、動物を参入させてはどうか。	ご意見は今後の参考にさせていただきます。
	「動物遺棄、引取」の実態、「譲渡会、虐待防止」についても子供たちに伝えていく機会を設けるべき。	総合学習の一環として、関連施設の見学や職場体験学習の受け入れを積極的に行い、命の大切さが認識できるよう努めていきます。
	子供に「関連施設の見学」の件、大変うれしく思う。	賛同意見として受け止めさせていただきます。
4	引き取った犬・ねこに飼い主をさがしたり、又、動物介在活動の支援犬として育成している件について大変すばらしい。	
その他	それぞれのアクションに目標数値がない。(現状 回開催、%増等)数値化できるものだけでも目標を設定してはどうか。	この推進計画は、「人と動物とが共生できるより良い社会」の実現を目指すものです。そのような社会の指標として、犬・ねこの引取り数・殺処分数の半減を数値目標として掲げたものであり、他の多くのアクションもこれにつながる取組と考えられることから数値目標については設定していませんが、5年後の見直しを踏まえ、今後の参考とさせていただきます。

視点 危機管理対応		
アクション	意見の概要	県の考え方
2	鳥インフルエンザなど、畜産動物における感染症発生時の対策や、実験動物施設における感染症についても、対応マニュアルに明記されるようにすべき。 (類似意見 2件)	ご意見は今後の参考にさせていただきます。なお、畜産動物における感染症対策については、家畜伝染病予防法等に基づき畜産部局が実施しています。
3	各市町村のマニュアルの策定について、支援ではなく義務化できないか。 (類似意見 2件)	この推進計画は、法律等の制定による義務化や制限を検討・規定するものではなく、現行の法律等に基づき動物の愛護及び管理に関する施策を推進するものです。なお、ご意見があったことについては、うけたまわりました。
	近年「東海大震災」が心配されているが、救助の際は動物たちも人間と同様に救助して欲しい。	愛知県地域防災計画において、「県は、被災動物の保護収容を行うとともに、特定動物及び犬による危害を防止する。また、獣医師会等関係機関が実施する動物救護活動を支援する。」こととしており、関係機関と連携して取り組んでいきます。
	災害時に動物と一緒に避難できる場所を確保して欲しい。 (類似意見 2件)	各市町村における避難所ペット飼養マニュアルの策定に対して支援していきます。
	災害時、緊急に動物の避難などを行わなければならない時は、警察はボランティアや動物愛護団体等と連携をとり動物の一時避難等を行う。その為に、警察への動物愛護管理法に沿った知識の向上、ボランティアや愛護団体等との協力体制を築き強化すること。 (類似意見 104件)	災害時における関係機関との連携については、視点 アクション 3に基づき進めていきます。
	大規模な動物飼養施設及び動物園など特定動物の飼養施設についても、防災計画の中に対策を書き込むべき。 (類似意見 2件)	愛知県地域防災計画において、「県は、被災動物の保護収容を行うとともに、特定動物及び犬による危害を防止する。」こととしており、関係機関と連携して取り組んでいきます。
	具体的取組に「地域防災計画中への実験施設の所在地確認及び災害時対策についての事項の書き込み」を追加すべき。 (類似意見 2件)	ご意見は今後の参考にさせていただきます。
	災害に備えて一般の飼い主に対してもいざと言う時のために鑑札や迷子札の取り付けや、ペットのための非常用備品の準備をしておく事やその方法を、広報誌やメディアを通して知らせること。	避難時に困らないよう普段からペットをしつけるとともに、避難時に必要な物品を備えておくなどの災害対策についてチラシ、ホームページ等により飼養者に周知していきます。

視点 実験動物及び産業動物に対する取組		
アクション	意見の概要	県の考え方
1	動物実験は必要最小限とし、苦痛を伴うものは禁止すべきである。これに違反したものの氏名・機関名公表と罰則規定を策定すべき。 (類似意見 103件)	この推進計画は、法律等の制定による義務化や制限を検討・規定するものではなく、現行の法律等に基づき動物の愛護及び管理に関する施策を推進するものです。なお、ご意見があったことについては、うけたまわりました。
	動物実験を行っている研究機関は、その内容、必要性、動物の種類、頭数、実験後の処遇を明記したうえで公表すべき。 (類似意見 19件)	
	動物実験施設を把握し、3Rの原則を遵守しているか立入調査・指導を行う必要がある。 (類似意見 5件)	
	代替法を積極的に導入するなどして、動物実験は廃止すべき。 (類似意見 4件)	
	実験施設及び実験動物繁殖施設の届出制・許可制を制定すべき。 (類似意見 2件)	
	県民による動物実験の監視体制を盛り込んで欲しい。	
2	具体的取組に「所在地、動物の種類、頭数等についての実態把握」を追加すべき。	畜産部局と連携し、実態把握に努めます。
	畜産業者への指導として、飼育施設や環境が適正なものであるか不意な立入による監視を行うべき。	畜産部局と連携し、普及啓発に努めます。
	畜産動物についても動物福祉に配慮した適正飼養が必要であることの普及啓発を進めるべき。 (類似意見 2件)	
	具体的取組に「畜産農家・企業等に動物愛護法及び愛護条例の周知徹底」を追加すべき。	
その他	実験動物、産業動物施設の実態把握と普及啓発に取組むことは多いに評価するが、普及啓発は今すぐにも始められることであり、実態把握と共に進めていくべき。	ご意見は今後の参考にさせていただきます。



その他	
意見の概要	県の考え方
愛知県動物愛護管理推進計画の一刻も早い推進を求める。また、推進計画の周知を幅広く行ってもらいたい。 (類似意見 3件)	この推進計画に基づき、「人と動物とが共生できるより良い社会」の実現を目指して取り組んでまいります。また、この推進計画については、ホームページ等を活用して周知してまいります。
ホームページの充実を図って欲しい。(市町村毎に犬・ねこのページを作成すべき。) (類似意見 6件)	ご意見は今後の参考にさせていただきます。
ネット、広報・掲示板の活用等により動物愛護に関する情報をもっと発信していくべきである。 (類似意見 2件)	
動物の殺処分・動物実験に関する実態について、もっと広報していくべき。 (類似意見 2件)	
二酸化炭素による動物の処分を廃止し、個体ごとの麻酔薬による安楽死に変更するべき。 (類似意見 117件)	
シェルター施設を作り、愛護団体等との協力のもと収容動物の管理や譲渡を実施すべき。 (類似意見 4件)	ご意見は今後の参考にさせていただきます。
保健所等の動物収容施設を、処分前の収容センターではなく、譲渡するための保管施設に変えるべき。 (類似意見 2件)	現状の施設は、処分前の収容施設と譲渡するための保管施設の両方を兼ねておりますが、この推進計画を実行し引取り数及び殺処分数の減少を図ることで、譲渡のための保管施設としての役割が高まっていくものと考えます。
センターを開かれたものにし、ボランティアを受け入れて欲しい。	ご意見は今後の参考にさせていただきます。
保護施設について大型ショッピングセンターやデパート、その他一般市民に見やすい場所に設置することで、より多くの人に現状を知ってもらうことができる。	既存の施設を移転することは、現実不可能ですが、動物愛護週間行事や小中学校の総合学習の一環として関連施設の見学等を積極的に行っていきます。
センター等の施設は子供達が気軽に足を運ぶことができ、動物と気軽に触れ合えるような公共施設に改善すること。 (類似意見 4件)	ご意見は今後の参考にさせていただきます。
センター等での収容動物の扱いは最低限健康を維持できるように配慮すること。 (類似意見 108件)	収容施設においては、獣医師である職員が動物の適正管理に努めています。
動物をすぐ処分するのではなく、収容期間を延長して欲しい。 (類似意見 4件)	ご意見は今後の参考にさせていただきます。
収容された動物について、出来る限り生存の機会を与えることを目標にすべき。 (類似意見 2件)	現在、適性のある動物については積極的に譲渡を実施するなど出来る限り生存の機会を与えるよう努めていますが、今後も殺処分数を10年後に50%にするという目標を目指し努力していきます。
収容された犬・ねこについて、一般譲渡と共に、アニマルセラピーや補助・介助に適正のある動物を選別すべき。 (類似意見 25件)	引取り及び保護収容した犬のうち適性があると判断されたものに対し訓練を行い、動物介在活動を行う支援犬として育成してまいります。

意見の概要	県の考え方
<p>引取り等で収容した動物の掲示・収容期間を最低4週間程度とすること。 (類似意見 88件)</p>	<p>収容した動物を最低4週間保管することは、施設的にも人的にも困難ですが、ご意見があったことについてはうけたまわりました。</p>
<p>収容動物、収容した動物死体に関する記録をとり保管し、全国規模のネットワークを作り、問い合わせ時に速やかに正しい情報を提供できるようにすること。(情報の掲示方法も、各種メディアと連携を図るべき) (類似意見 108件)</p>	<p>この推進計画は、県内における動物の愛護及び管理に関する施策を推進するためのものであり、全国的な事項にまで及ぶものではありませんが、ご意見があったことについてはうけたまわりました。</p>
<p>環境省の収容動物検索サイトに愛知県も参画すべき。 (類似意見 8件)</p>	<p>参画する方向で検討させていただきます。</p>
<p>迷子に関しては、警察や行政の連携も必要である。</p>	<p>今後も連携して対応していきます。</p>
<p>虐待や動物愛護管理法違反、狂犬病予防法違反事例について、警察や動物愛護推進員、動物愛護団体等と連携して調査・捜査・摘発を行える体制を構築すること。また、必要に応じて動物の保護・所有権剥奪を行えるようにすること。 (類似意見 105件)</p>	<p>虐待や法律違反事例については関係機関と連携して厳正に対処していきます。なお、この推進計画は、法律等の制定による権限等を規定するものでなく、現行の法律等に基づき動物の愛護及び管理に関する施策を推進するものであることから、所有権の剥奪はできません。</p>
<p>虐待に関して、動物愛護先進国を参考に、専門の「調査員」制度を法律・条例で創設、育成していくべき。 (類似意見 103件)</p>	<p>この推進計画は、法律等の制定による義務化や制限を検討・規定するものではなく、現行の法律等に基づき動物の愛護及び管理に関する施策を推進するものです。なお、ご意見があったことについては、うけたまわりました。</p>
<p>動物の保護及び愛護、虐待防止のために地域を見回り、場合によっては保護や地域住民への指導及び啓発を行う「動物保護員」制度を導入すべき。 (類似意見 15件)</p>	
<p>動物虐待・動物の遺棄が犯罪であることを、看板等を設置するなどしてもっと啓発すべき。 (類似意見 106件)</p>	<p>動物虐待・動物の遺棄が犯罪であることについてホームページやチラシを作成するなどして啓発に努めます。</p>
<p>市町村担当職員だけでなく、警察関係者の教育啓蒙もして欲しい。(動物は遺失物として警察に持込まれるし、動物虐待などのケースでは、警察に頼らないといけないと思うが、警察自体が動物愛護にかかわる現状や法律を理解していなくては、動物愛護の目的が果たせない。)</p>	<p>ご意見は、今後の参考にさせていただきます。</p>
<p>欧米のアニマルポリスに匹敵するような監視・取締・処罰専門の独立機関を設置すべき。 (類似意見 3件)</p>	<p>この推進計画は、法律等の制定による義務化や制限を検討・規定するものではなく、現行の法律等に基づき動物の愛護及び管理に関する施策を推進するものです。なお、ご意見があったことについては、うけたまわりました。</p>
<p>「虐待を疑う事例が発生した場合に市町村や動物愛護推進員と連携した対応ができるよう、担当者や動物愛護推進員に対して、虐待に関する動物愛護先進国の手法などについて研修を実施していきます。」と追加すべき。 (類似意見 5件)</p>	<p>ご意見は、今後の参考にさせていただきます。</p>
<p>保健所の職員に対する教育を強化して欲しい。</p>	
<p>民間ボランティアによる地域パトロールの推進を実施すべき。</p>	

意見の概要	県の考え方
<p>犬・ねこ保有税の将来的検討が必要。 (類似意見 4件)</p>	<p>この推進計画は、法律等の制定による義務化や制限を検討・規定するものではなく、現行の法律等に基づき動物の愛護及び管理に関する施策を推進するものです。なお、ご意見があったことについては、うけたまわりました。</p>
<p>犬・ねこの飼い主の届出を義務付けるべき。</p>	
<p>闘犬、大型犬、こう傷犬、猟犬を飼養する際の届出制についても検討すべき。</p>	
<p>犬・ねこを一般家庭で飼う場合に、飼養免許制度を取り入れ、講習の受講を義務付けるべき。 (類似意見 3件)</p>	
<p>計画全体に主体性がない。県(市町村)がどうか(法で規制する、罰則規定を設ける、動物愛護団体を支援する等)という対策がなく、県の責任逃れで他力本願だとう感じをうける。</p>	<p>この計画は、法律等の制定を目指すものではなく、現行の法律等に基づき動物の愛護及び管理に関する施策を推進するため、県等の行政が主体となって実施する取組内容について記載したものです。今後はこの計画に基づき人と動物とが共生できるより良い社会の実現を目指して取り組んでまいります。</p>
<p>ペットショップでの、子犬、子ねこ販売時点で、不幸な命を生まない為の避妊去勢税の徴収を義務付けるべき。</p>	<p>この推進計画は、法律等の制定による義務化や制限を検討・規定するものではなく、現行の法律等に基づき動物の愛護及び管理に関する施策を推進するものです。なお、ご意見があったことについては、うけたまわりました。</p>
<p>イギリスなどの外国のやり方も調査公開して欲しい。</p>	<p>ご意見は、今後の参考にさせていただきます。</p>
<p>決まりを守らない業者や飼い主を厳しく罰して欲しい。</p>	<p>今後も動物愛護管理法等に基づき厳正に対処してまいります。</p>
<p>老人ホームやその他の施設でも、セラピー用の動物として、犬、ねこを飼育するのもいいと思う。</p>	<p>老人ホーム等の施設での飼育は施設毎の問題であり言及することは出来ませんが、県では引取り及び保護収容した犬のうち適性があると判断されたものに対し訓練を行い、動物介在活動を行う支援犬として育成し、老人ホーム等への訪問活動を行っているボランティア団体に譲渡しています。</p>
<p>「動物SOS」を設置し、動物に関する様々な相談(動物の遺棄・虐待への対応を含む)に答えられる電話及びFAX、メールの宛先を公開し、そして相談内容を統計的に処理、分析の上、市民ニーズに適切に対処可能とすべき。</p>	<p>ご意見は、今後の参考にさせていただきます。なお、動物の遺棄や虐待等に関する相談については、P44の連絡先一覧に記載してある関係機関に連絡していただければ対応いたします。</p>
<p>家庭動物間の感染症対策の為にガイドライン及びマニュアルの制定と指導を実施すべき。</p>	<p>ご意見は、今後の参考にさせていただきます。</p>
<p>小中学校の普及啓発について、先生が変わると動物の取扱いも変わってしまうため、専門家と委託制度が必要である。また、センターが正常に機能し、処分される犬やねこが専門家によって、問題のない犬ねこにならしていく共同作業が出来ることが望ましい。老人向けの委託動物や一時預かり委託作業が出来ることが望ましい。</p>	
<p>返還費用などは分割でも良いようにされた方が良くと思う。</p>	
<p>目的財源として、動物達のために使えるよう総務省に申請して、動物愛護宝くじの発売をお願いしたい。</p>	<p>この推進計画は、法律等の制定による義務化や制限を検討・規定するものではなく、現行の法律等に基づき動物の愛護及び管理に関する施策を推進するものです。なお、ご意見があったことについては、うけたまわりました。</p>
<p>収容動物を譲渡する時、動物販売時の終生飼養の普及啓発時、その他個人的な譲渡時に、譲渡側に定期的に近況報告を受ける義務、譲受側に報告する義務を課すべき。</p>	

意見の概要	県の考え方
近隣県との担当分野での具体的な協力が見えてこない。追記を希望する。	この計画は県内における施策を中心に記載したものであることから、近隣県との協力については記載していませんが、今後も必要に応じて県外関係自治体と連携を図ってまいります。
高齢者の動物飼養マニュアルを作成して欲しい。	ご意見は、今後の参考にさせていただきます。
野生動物の輸入は禁止すべき。	この推進計画は、法律等の制定による義務化や制限を検討・規定するものではなく、現行の法律等に基づき動物の愛護及び管理に関する施策を推進するものです。なお、ご意見があったことについては、うけたまわりました。
パブリック・コメントの意見募集を電話では受け付けず、文書で提出せよというのは役所的発想である。	推進計画の内容に関するご意見ではありませんが、今後の参考にさせていただきます。
パブリック・コメントで寄せられた意見は全て公表すべき。	パブリック・コメントで寄せられた意見については、その概要とそれに対する県に考え方について県のホームページで公表します。